

平成 29 年 7 月 20 日

内閣官房長官

菅 義偉 殿

**平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害に関する
緊急申し入れ**

民進党 豪雨等災害対策本部

本部長 野田佳彦

民進党は、平成29年7月5日からの九州北部豪雨災害を受け「民進党・豪雨等災害対策本部」を立ち上げ、福岡県・大分県の現地視察、関係省庁からのヒアリングや地元県連からの報告等により、被害状況の把握と、被災者の方々の緊急要望等の集約を行ってきた。

今回の災害では、生活の糧である、田畑や家、ところによっては集落丸ごと流された方々が多数に上っている。その中でも、特に、高齢化で過疎化をしている集落からは、5年前にも豪雨災害が起こっており、今後はおそらく地元に戻ってこられない（集落を捨てざるを得ない）のではないかという悲痛な声が多数あった。

そのため、これまでの災害のような、単なる現状復帰や復旧という形のみならず、生活再建や事業等の継承、中山間地の山林の整備や集落のあり方等にまで踏み込んだ対応をする必要がある。

よって、民進党としても政府に協力を惜しまず、被災者支援と復興について、また、今回の被災の特殊性をも踏まえ、今までと次元の違う対策を実施するように、以下の提言を申し入れるものである。

1. 被災者の救助等

現在も安否不明となっている方々について、二次災害等の可能性も予測される中、困難な作業とは思われるが、人命を最優先として早期発見及び救助等に全力を尽くすこと。

2. 激甚災害の指定

被災者等の方々は、生活拠点、生活手段など今後の展望等について強い不安を感じている。そのため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害指定を行い、当該地方公共団体や被災者の方々等に対する財政的支援を図ること。また、指定に先立ち当該地方公共団体からの意見聴取をきめ細かく行うこと。

3. 被災者生活支援の強化

被災者の方々の生活支援を強化するために、下記の措置を講ずること。

- ① 二次災害の危険性、避難場所、生活必需品の配布場所や時間、利用可能な公共交通手段など、被災者の方々が必要とする情報を確実に提供し、周知徹底する体制を確立すること。

- ② 被災者の健康状態の安定について長期間の支援を行うこと。
- ③ 早急に十分な戸数の仮設住宅を建設するとともに、建設費用の援助を行うこと。
- ④ 被災された方々、特に、子どもやお年寄りの心のケアの重要性を鑑み、関係省庁に加え、NGO・NPO・専門家等の関係各方面からの知見を集約し、連帯感を生む居場所づくりなどの具体的な取り組みを行うこと。
- ⑤ 被災者生活再建支援制度を、全ての被災区域において適用すること。
- ⑥ 災害援護資金貸付金について、貸付限度額の引上げ、利率の引き下げ等の貸付条件を緩和し、支援の拡充を行うこと。
- ⑦ 仮設住宅の建設及びみなし仮設住宅の確保を早期に行うこと。
また、入居した方の被害現状や年齢等の状況によっては、賃料、水道光熱費等の個人負担がなくなるような支援を行うこと。
- ⑧ 旅館・ホテルなど民間施設の借り上げによる避難先等の確保をはかること。また、温泉等を無料開放している業者などに対する財政支援を行うこと。
- ⑨ 罹災証明の速やかな発行のために、行政書士会等の関係団体と連携すること。

4. 地方公共団体に対する財政支援の強化

地方公共団体等による早期復旧を支援するため、下記の措置を講ずること。

- ① 災害復旧事業について早期採択を行うこと。
- ② 地方交付税等による財政支援を行うこと。
- ③ 流木・土砂など災害廃棄物処理について国費負担で行うこと。
- ④ ふるさと納税による被災地支援が可能なことを周知すること。

5. ライフライン、交通インフラ、公共土木施設等の早期復旧

ライフライン、交通インフラ等、公共土木施設等の復旧は、被災者支援及び生活再建のために不可欠なものである。そのため、下記の事項について早急な対応及び支援を行うこと。

- ① 断水、停電が発生している地域において、電気・ガス・水道等の早急な復旧のための支援をすること。

特に、水の確保のための緊急対応として、移動式の浄水器等を被災地に設置すること。

- ② 道路や、鉄道などを早期復旧させるための支援を行うこと。
- ③ 災害廃棄物の迅速な処理に向け、広域処理を含む必要な支援を実施すること。

- ④ 災害復旧事業の実施に当たっては、単純な原型復旧ではなく、再度災害が起こった際にも耐えられるような改良復旧工法を推進すること。
- ⑤ 山腹の土砂崩れの状況に鑑み、今後の植林の在り方をはじめとした山林の整備等について検討すること。

6. 産業復興支援

大きな被害を受けた農林水産業や観光業、小石原焼等の窯業などをはじめとする各種産業について、復興を加速させるために、下記の事項について早急な対応及び支援を行うこと。

- ① 損害について早急に把握し、対応策を講ずること。
- ② 農林業経営の継続に向けた取り組みを実施するとともに、特に、高齢化が進んでいる従事者の事業承継に向けた支援を行うこと。また、その対策のために、グループ補助金に類するような制度の創設等を含めた一歩進んだ対策を検討すること。
- ③ 中小企業等支援のために、グループ補助金制度を適用対象とすること。
- ⑤ 観光産業の風評被害対策を行うとともに、観光客等の確保のために復興割等の制度を実施すること。

7. ボランティア支援

ボランティア活動は、災害復旧のために重大な役割を担っている。ボランティアの方々の活動等を支援するためにも、下記の事項について実施すること。

- ①ボランティアの受入について万全な体制をとること。
- ②ボランティアセンター機能の強化と長期継続でボランティアニーズの掘り起こしとマッチングを促すこと。
- ③当該自治体に加え県や周辺自治体によるボランティアバスの充実を促すこと。

以上